

保育所入所選考基準

基本指数

番号	類型	保護者(父母)の状況(同居の親族その他の者が保育をすることができない場合)		基本指数		
		細目				
1	居宅外就労	週5日又は月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	50		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	45		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	40		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	35		
		週4日又は月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	40		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	35		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	30		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	25		
		週3日又は月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	30		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	20		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	15		
2	居宅内就労	週5日又は月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	50		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	45		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	40		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	35		
		週4日又は月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	40		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	35		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	30		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	25		
		週3日又は月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	30		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	20		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	15		
		内職	週4日以上日中週30時間以上の就労を常態とする場合	20		
			週3日以上日中週12時間以上の就労を常態とする場合	15		
		3	出産	出産のため、保育にあたれない場合(出産予定月の前後2か月、通算5か月以内の期間に該当)、又は医師の判断により安静を要する状態にある場合		50
		4	疾病等	疾病・傷病	入院(概ね1か月以上とし、入院予定を含む)	50
常時病臥	50					
精神性疾患・感染症・特殊疾病	50					
一般療養(上記以外の場合)	30					
心身障害者	身体障害者手帳2級以上			50		
	精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳1度又は2度 身体障害者手帳3級又は4級・愛の手帳3度 上記以外の場合			35 20		
5	看護及び介護	病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合	25		
			在宅介護	常時観察・介護が必要な場合	50	
		在宅介護	常時観察は必要ないものの、日常生活全般に恒常的な介護が必要な場合	35		
			上記以外の場合	20		
6	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当れない場合		50		
7	就学及び職業訓練	就職・事業開始に必要な公共職業能力開発施設等に通っている場合		35		
		就職・事業開始に必要な上記以外の学校に通学している場合		25		
8	求職	求職	求職のため、日中の外出を常態とする場合	10		
9	その他	i 不存在等	死亡、離別、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居(要証明)の場合	50		
		ii 就労・就学・開業予定	指数は就労日数・時間により類型1又は類型2の指数に準ずる			
		iii 居宅外の介護	指数は類型5の在宅介護の指数に準じる			

別表

1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合
3	申込児の保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合

上記別表の状態に該当し、支援を必要として保育を利用する場合、利用期間中に定期的に支援の必要性について見直しを行います。支援の必要性が無くなった場合は、基本指数1～9のいずれかの状態である場合に保育を利用することができます。どれにも該当しない場合は、保育の利用は終了となります。

※ 上記以外に、児童福祉の観点から適切な保育の提供が必要であると市長が認める特別の事情がある場合は、審査及び選考を経て入所の承諾を行うことができる。

調整指数

番号	条 件	調整指数
1	父母が不存在の場合(主たる保育者が祖父母等の場合)	+50
2	ひとり親で、同居の親族・その他の人がいない場合	+45
3	ひとり親で、同居の親族・その他の人がいる場合	+40
4	生活保護受給世帯	+5
5	保護者が産休又は育児休業からの復職予定である場合	+5
6	既に保育所及び地域型保育事業所を利用している児童が、弟・妹の出生により保護者が育児休業を取得することにより退園したのち、育児休業終了にともない再度利用を申し込む場合	+15
7	兄弟姉妹がそれぞれ別の保育所又は地域型保育事業所に在籍し、いずれかが在籍している施設への転園を申し込んでいる場合	+8
8	就労内定、就学・開業予定の場合	-5
9	保護者が身体障害者手帳4級以上・精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳を所持し、1日4時間以上就労している場合	+3
10	申込児を認証保育所、家庭的保育事業所(地方単独事業)、定期的利用保育事業所(週3日又は月12日以上かつ1日4時間以上利用)、企業内保育室、地域型保育事業所、幼稚園等に、月極めで有償で預けていることを常態としている場合	+5
11	直近3か月の平均勤務状況が、雇用契約等で定められた勤務の80%以下である場合	-2
12	申込児の世帯に、申込児を含め、3名以上の就学前の児童がいる場合	+1
13	配偶者控除対象者になっている就労者	-3
14	6か月以上12か月未満の利用者負担又は保育料の滞納がある場合	-20
15	12か月以上の利用者負担又は保育料の滞納がある場合	-40
16	申込児が地域型保育事業所から保育の提供を受けることを常態としている場合であって、当該事業所の卒園予定者である場合(4月入園時のみ適用。)	+15

※a 「5・6・7・10・16」、「8・11・13」、「14・15」についてはそれぞれ重複適用しない。

※b 「11」について、就労直後の方は前職の給与明細等をご提出ください。又は就労を開始したところの給与明細が発行され次第、ご提出ください。

※c 「12」について、平成28年4月1日時点で就学前の児童が3名以上になる予定の方は母子手帳の写しを提出すると加点されます。

※d 「13」は育児休業取得により対象となった者は除く。

優先項目

入所指数が同点の場合、以下の優先項目により入所順位を決定する。

第一優先項目：同居の親族その他のものが、いない場合又は保育することができない世帯の申込児を優先する

第二優先項目：第一優先項目でも順位が決定しない場合、障害がある申込児を優先する(※1)

第三優先項目：第二優先項目でも順位が決定しない場合、基本指数の類型により指数を決め、世帯で合算し、類型指数の高い世帯の申込児を優先する

◎ 類型指数

番号	類 型	類型指数
①	類型9－i（不存在等）	10
②	類型6（災害）	9
③	類型4（疾病等）	8
④	類型3（出産）	7
⑤	類型1（居宅外労働）	6
⑥	類型2（居宅内労働）	5
⑦	類型5・9－iii（看護・介護）	4
⑧	類型7（就学）	3
⑨	類型9－ii（就労内定・就学予定）	2
⑩	類型8（求職）	1

第四優先項目：第三優先項目でも順位が決定しない場合、保護者が単身赴任をしている世帯の申込児を優先する

第五優先項目：第四優先項目でも順位が決定しない場合、世帯が以下の項目に該当する項目数が多い世帯の申込児を優先する

- ① 保護者の状況（就労日数、時間、疾病状況等）が申込み締切日時点で6か月以上継続している世帯
- ② 申込児を含め児童2名以上の保育所・地域型保育事業所の利用申込み（転園除く）をしている世帯
- ③ 小学校又は特別支援学校（高等部を除く）の卒業前の児童が3名以上いる世帯
- ④ 就労要件の保護者が勤務場所に児童を同伴し、かつ危険な業種(※2)についている場合
- ⑤ 調整指数の減点項目に該当のない世帯

第六優先項目：第五優先項目でも順位が決定しない場合、入所指数のうち、調整指数を除いた基本指数の高い世帯の申込児を優先する

第七優先項目：第六優先項目でも順位が決定しない場合、前年度の住民税額の低い世帯を優先する

※1 障害がある児童とは、身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上、精神障害者保健福祉手帳を持っている児童とする。

※2 危険な業種とは、主に以下の業種をいう。ただし、以下の業種に該当しない場合でも、児童の生命身体に著しく危険有害を及ぼす恐れのある場合は、危険な業種とみなすものとする。

- ・刃物を取り扱う業種（例：理髪店等）
- ・機械を取り扱う業種（例：印刷業等）
- ・火を取り扱う業種（例：食堂の調理場等）
- ・薬剤などを取り扱う業種（例：塗装工場等）